

暴力のない 安全で安心して 笑顔で暮らせる社会を みんなで作ろう!

見えない悲劇

「家庭」という密室の中で起こるDVは潜在しやすく、加害者に罪の意識が希薄だという傾向もあり、周囲から見過ごされてしまいがちです。暴力が繰り返され激化し被害が深刻化するケースも多いのです。

子どもにも悪影響

暴力を目の当たりにした子どもは、強い恐怖感や助けられない自分に無力感を抱き、様々な心身の症状が表れることがあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

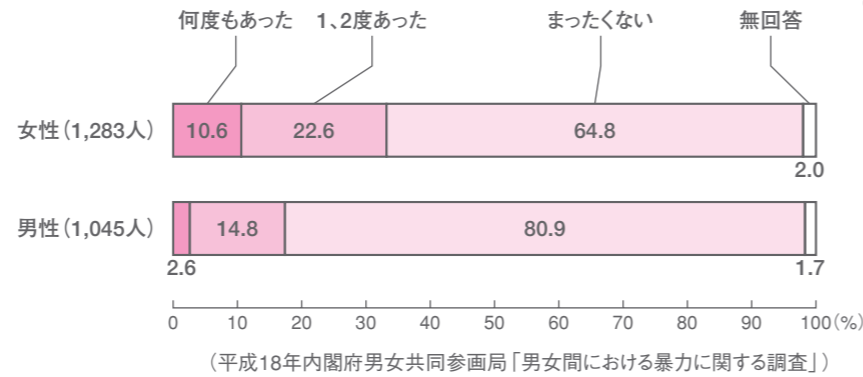
DVは、子どもへの虐待でもあるのです。

どのような場合でも、どんなに親しい間柄であっても、年齢も性別も関係なく、暴力は決して許されません。特に、女性に対する暴力(DV、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等)は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

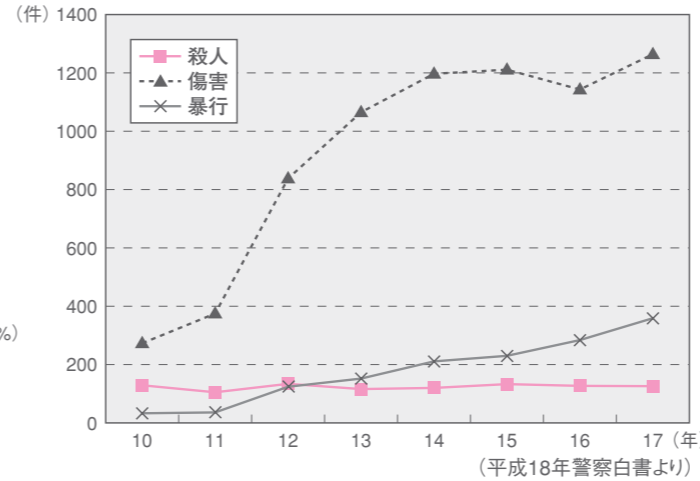


女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

配偶者からの被害経験



夫から妻(内縁関係にある者を含む)への暴力の検挙件数の推移



夫婦ゲンカとは違う

どちらかが一方的に被害にあっているのがDVで、夫婦ゲンカとは違います。「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」といった社会通念、妻に収入がない場合が多いなど、解決に向けては社会全体で取り組まなければなりません。

誰にも相談できない

DVに対する無理解や誤解から、被害を受けた人が周囲の人に相談しにくい、話すと余計に傷つくということが起こっています。

「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえガマンすればいい」「恥ずかしくて誰にも言えない」など、ほとんどの人が誰にも相談していません。

早期発見・早期支援

わかっているだけでも、年間120人余りの女性がDVで亡くなっています。傷病と同じように、早い対応が被害者の健康支援につながります。

DV防止への対応は専門機関が行いますが、私たちも無関心ではられません。

医療機関や学校はもちろん地域や職場で、被害者のSOSに気づき支えることも支援の一つなのです。



話を聞いてあげてください。身近な相談窓口を教えてください。被害者は、その辛い体験を語り相談することで、決に向かう第一歩を踏み出すのです。

もし、あなたが相談を受けたいら

困ったことがあればすぐにご相談下さい。秘密は厳守します。

相談はすべて無料

相談窓口	受付時間	電話番号
丸亀市児童課女性相談	月～金 8:30～17:00(祝日を除く)	(0877) 23-2201
丸亀警察署警察安全相談係	24時間	(0877) 22-0110
配偶者暴力相談支援センター ○電話相談 ○面接相談 ○女性のための法律相談	(香川県子ども女性相談センター内) ※事前に予約が必要 ※事前に予約が必要	月～土 9:00～21:00(祝日を除く) 月～金 8:30～17:00(祝日を除く) 月(第3) 13:30～15:30 (087) 835-3211 予約専用 (087) 862-8861
かがわ男女共同参画相談プラザ ○一般(電話・面接)相談 ○弁護士による法律相談 ○精神科医(女性)による面接相談 ○臨床心理士(男性)による電話・面接相談	※面接相談はできれば事前に連絡を ※1週間前までに予約が必要 ※1週間前までに予約が必要 ※事前に予約が必要	月～金 8:30～17:00(祝日を除く) 金(第1) 13:30～16:30 火(第1) 13:30～16:30 水(第3) 13:30～16:30 (087) 832-3198
全国共通DVホットライン	月～土 10:00～15:00	0120-956-080

女性医師の診察を希望される方

診察場所	診療時間	電話番号
香川県立中央病院 ○女性専用外来 対象者:15歳以上(中学生を除く)	※事前に予約が必要 火・産婦人科 14:00～16:30 木・精神科	(087) 835-2222

シェルター (DV被害者のための緊急一時保護施設)

現在、香川県には公設シェルターが一ヶ所あるのみです。男の子も一緒に暮せることなど、柔軟な対応ができる民間シェルターの設置が望まれます。

NPO法人さんかくナビ

2005年1月、岡山で最初の民間シェルターを開設した「さんかくナビ」は、県や弁護士会、市民などから支援を受け、今では4軒のシェルターを運営しています。理事長の貝原己代子さん、事務局長の糸山智栄さんからお話を伺ってきました。

【シェルター運営の具体的な仕事】

- ・安心して暮らせる場所や生活用品を提供する。
 - ・子どもの転校の手続き、就労などの相談にのる。
 - ・加害者との離婚手続き、子どもの扶養のことなど、法律相談のため弁護士を紹介する。
 - ・シェルターを出たあとも継続して相談できる交流の場を作る。
- など、場合によっては、昼夜を問わずかけつけることもあるそうです。

「疲れ果て、身一つで逃れてきた女性が、シェルターで暮らし、安心して自立に向けての手続きを進めていく中で、自信をとりもどし、見違えるように美しく



なっていられる。無表情だったり、妙に大人びていたりする子どもにも、子どもらしく明るい表情がもどってくることに、いつも感動しています。」と語る優しい笑顔に、DV被害者の心強い味方であろうとする、内に秘めた強い信念が感じられました。

【その他の公と連携した取り組み】

- ・年中無休で休日の相談にも応じる。
- ・DV被害者の第一発見者となりやすい医療機関に働きかけ、早い時期に安心して相談できるような配慮をする。
- ・デートDV予防の啓発パンフ発行
- ・産婦人科医による10代の性の悩み相談メーリングリスト開設